

令和8年度診療報酬改定

20-4 麻酔薬剤料が算定できない項目の整理

麻酔薬剤料が算定できない項目の整理

歯科麻酔薬の薬剤の費用の算定方法の見直し

- 第8部「処置」の**歯髄保護処置**、第12部「歯冠修復及び欠損補綴」の**生活歯歯冠形成**において、**歯科麻酔薬を使用した場合に薬剤の費用を算定可能**とする。

現行

【処置の部（通則）】

7 120点以上の処置又は特に規定する処置の所定点数は、当該処置に当たって、表面麻酔、浸潤麻酔又は簡単な伝達麻酔を行った場合の費用を含む。ただし、区分番号I004の1に掲げる生活歯髄切断又は区分番号I005に掲げる抜髄を行う場合の当該麻酔に当たって使用した薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣の定めるところにより算定できる。

【歯冠修復及び欠損補綴の部（通則）】 （新設）

改定後

【処置の部（通則）】

7 120点以上の処置又は特に規定する処置の所定点数は、当該処置に当たって、表面麻酔、浸潤麻酔又は簡単な伝達麻酔を行った場合の費用を含む。ただし、**区分番号I001に掲げる歯髄保護処置（1又は2に限る）**、区分番号I004の1に掲げる生活歯髄切断又は区分番号I005に掲げる抜髄、を行う場合の当該麻酔に当たって使用した薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣の定めるところにより算定できる。

【歯冠修復及び欠損補綴の部（通則）】

10 歯冠修復及び欠損補綴の所定点数は、当該歯冠修復及び欠損補綴に当たって、表面麻酔、浸潤麻酔又は簡単な伝達麻酔を行った場合の費用を含む。ただし、区分番号M001に掲げる歯冠形成（1に限る。）を行う場合の当該麻酔に当たって使用した薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣の定めるところにより算定できる。

